

復活!!

岩手・たのはた 頑固漁師と子ども ふれあいキャンプ

独立行政法人国立青少年教育振興機構
子どもゆめ基金助成活動

平成28年3月28日(月)~30日(水) (2泊3日)
募集:小学校4~6年生 定員20名 参加費:10,000円

共同生活で24時間のスタッフサポート

ふれあい交流ホームステイ



震災前までに4回開催しておりました当企画を、5年ぶりに再開します。冬の漁村の暮らしを体験し、そこに暮らす人々と交流するキャンプです。

頑固漁師や村の人たちの、津波にも負けない強さやあたたかな人情、自然のありがたみと厳しさ、そこに暮らす人々の知恵などを、大いに体験する3日間。

春休みは、漁師に弟子入りしてみよう!!

写真はイメージ及び前回までの様子です。

日程	平成28年3月28日(月)~30日(水) 2泊3日	5日間の主な活動内容(予定)
集合	集合:3月28日14時 解散:3月30日13時 場所:三陸鉄道田野畑駅	1日目 出合いの会 郷土芸能見学・体験
解散	(集合場所までの交通費は参加者様ご負担となります) <注意>三陸鉄道ダイヤ改正に合わせ、集合解散時刻変更あり(申込後正確な時刻をお知らせします) 集合時刻に田野畑駅に来る列車にはスタッフ同乗します	2日目 市場見学、漁業体験、漁家生活体験
活動場所	田野畑村内 沿岸地区	3日目 漁家生活体験、体験発表会
申込	3月10日(木)または定員になり次第〆切	・集合から解散まで、全行程で指導者同行
定員	20名(最少催行10名) お友達のお誘いあわせ大歓迎	・1日目夕食、2日目朝昼夕食、3日目朝昼食付き
募集対象	小学校4~6年生	・1日目は旅館シロバナシャクナゲ荘泊、2日目は田野畑村内民家泊
旅行代金	10,000円 内容:宿泊費、食費、移動費、体験料、保険料	もちもの
後援(予定)	岩手県教育委員会 三陸鉄道株式会社 田野畑村教育委員会 田野畑村 北海道まちづくりセンター	十分な防寒着 着替え(多めに) パジャマ 洗面用具 長靴 水筒 カップ バスタオル タオル2、3枚 エプロン 三角巾 往復切符(または電車代)
主催連絡先	NPO法人 体験村・たのはたネットワーク TEL:0194-37-1211 FAX:0194-33-3355 岩手県下閉伊郡田野畑村机142-3	しおり 保険証コピー 健康調査票 ビニール袋 筆記用具 ハンカチ ティッシュ おやつ(500円以内) 常備薬 小さいリュック(日中活動用) 軍手 その他必要なもの
旅行業	岩手県知事登録旅行業3-217号 (一社)全国旅行業協会正会員 国内旅行業務取扱責任者 楠田拓郎	主な指導員(予定) 中机義廣 中机隆憲 山根要一郎 三浦善人 根木地徳栄 上山一久 金子善勇 有谷利真

本チラシの裏面が申込書になっております

【旅行商品取引条件説明書】

お申込前に必ずお読み下さい。

(1) 募集型企画旅行契約

1) この旅行は、特定非営利活動法人 体験村・たのはたネットワーク（以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って宿泊機関等の提供する宿泊、その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3) 旅行契約の内容・条件は、募集パンフレットまたはホームページ・本旅行商品取引条件説明書、出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」という）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「約款」という）によります。

(2) 旅行のお申し込みと契約の成立時期

1) 当社所定の旅行申込書（以下「申込書」という）に所定の事項を記入のうえ、当社に提出しなければなりません。

2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、第一項の定めるところにより、当社に申込書を提出しなければなりません。

3) 前項の定めるところにより申込書の提出があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。

4) 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(3) 旅行代金のお支払い

旅行代金は、当日全額をお支払いいただけます。

(4) 旅行代金に含まれるもの

1) 旅行日程に明示した体験料、サービス料、消費税等諸税。
2) コースごとに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくてもお支払いをいたしません。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含まれません。）

(5) 旅行契約内容・旅行代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合は契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。さらに著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合も、旅行代金を変更することがあります。

(6) お客様の代替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この際、代替に要する費用をお支払いいただけます。

(7) 取消料

1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には、次項（※1）の取消料をいただきます。なお、複数人数でのご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から宿泊機関等の（1室あたり）ご利用人数の変更に対する差額をそれぞれいただきます。

2) 旅行代金が期日までに支払われない時は、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

（※1）

- 1、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目までに解除する場合→無料
- 2、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解除する場合（3から6に掲げる場合を除く。）→旅行代金の20%
- 3、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（4から6までに掲げる場合を除く。）→旅行代金の30%
- 4、旅行開始日の前日に解除する場合→旅行代金の40%
- 5、旅行開始当日に解除する場合（6に掲げる場合を除く。）→旅行代金の50%
- 6、旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合→旅行代金の100%

※取消日は、お客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出いただいた時を基準とします。
※貸切船舶を利用する場合は当該船舶の取消料の規定によるため、取消料が上記と異なる場合があります。

(8) 旅行開始前の当社による旅行契約の解除および払い戻し

1) お客様から当社所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、前項に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

2) お客様の人数が、最少催行人員に達しなかった場合は、旅行の実施を取りやめることがあります。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前（日帰り旅行は3日前）までにその旨をご連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、当該の旅行契約を解除いたします。

(9) 旅行開始後の旅行契約の解除および払い戻し

1) お客様による解除および払い戻し

・お客様が御都合により途中で旅行契約を解除された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
・お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられないとき、お客様は当該部分の契約を解除できます。その場合、当社は旅行代金の当該部分をお客様に払い戻しいたします。ただし、当社の責に帰さない事由による場合は、当該部分に対する取消料、違約金その他既に支払ひ、またはこれから支払わなければならない費用を当該金額から差し引いたものを払い戻しいたします。

2) 当社による解除および払い戻し

当社は以下の場合、旅行契約を解除することがあります。その場合、旅行代金のうちお客様がその提供を受けていない旅行サービスに係る部分から当該部分に対する取消料、違約金その他既に支払ひ、またはこれから支払わなければならない費用を差し引いたものを、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に払い戻しいたします。

- ・お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられない時。
- ・天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となった時。

(10) 団体・グループ契約

1) 当社は、団体・グループの契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。

2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負ひ、又は将来負うことが予測される債務又は、義務については、何ら責任を追究ものではありません。

4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(11) 当社の責任

1) 当社は旅行契約の履行に当って、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様の被られた損害を賠償する責任を任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2) お荷物の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お一人様15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

(12) お客様の責任

1) お客様の故意または過失により当社が損害を被った時は、お客様に損害の賠償をしていただきます。

2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

(13) 特別補償

当社の責任が生ずるのかかを問わず、当社旅行業約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。ただし、以下の場合はききません。

1) 細菌性食物中毒によるもの

2) 当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日にお客様が被った損害

(14) 旅程保証

1) お客様から当社所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、前項に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

2) お客様の人数が、最少催行人員に達しなかった場合は、旅行の実施を取りやめることがあります。この場合は、旅行開始日の14日前（日帰り旅行は4日前）までにその旨をご連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、当該の旅行契約を解除いたします。

(15) 個人情報の取扱い

1) 当社は、お客様からの電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によるお申込みや、ご旅行申込書、ご参加確認書、アンケート等への記入等によりご提供いただいた個人情報保有を、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービス手配およびそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。

2) 当社は当社が保有するお客様の個人情報のうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、営業案内、催し物内容等のご案内のために利用させていただくことがあります。

《 参 加 申 込 書 》

フリガナ		男 女	学校・学年	小学校	年
参加者氏名					
フリガナ			電話番号	自宅： 携帯：	
保護者氏名		印			
住所	〒				
特記事項					
内容確認	<input type="checkbox"/> 本チラシ両面の説明を理解し、内容を承知の上で申込みます。 <input type="checkbox"/> チェックマーク(☑)がないと受付できません。必ず両面熟読及び理解の上、お申込をお願いします。				

上記にご記入の上、FAXか郵送でお申込み下さい(3月10日必着)
体験村・たのはたネットワーク TEL:0194-37-1211 FAX:0194-33-3355
 申込後、詳しい参加要項、健康調査票等をお送りします(3月中旬頃)